

ID: 353

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	指定車の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第3項		
例 規 番 号	平成8年規則第46号		
【根拠条文】 (定期券の発行及び使用の条件等) 第6条 定期券(様式第3号)は、当該定期券に記載された自動車(以下「指定車」という。)以外の自動車に係る駐車場の利用のために使用することができない。 2 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 3 指定車を変更しようとする者は、定期券指定車変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 4 定期券を使用して駐車場を利用する者は、自動車を駐車場に入庫させるとき、及び駐車場から出庫させるときに定期券を提示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日